

2018年2月20日

消費者機構日本

専務理事 磯辺浩一様

株式会社アイソルート

代表取締役 野田雄彦

弊社の回答についてご協議いただきありがとうございます。一部文章に不明瞭な点がございましたこと深くお詫び申し上げます。2月19日付の「問合せ」について、以下の通り回答いたします。

**ご質問「1」についてお答えします。**

旧申込規定13の運用は、以下の通りです。

**(1)の場合（受講者が期限の利益を喪失したとき）**

年14.6%の遅延損害金を請求させていただいています。

**(2)の場合（受講者が分割払金の支払を遅延したとき）**

返済遅延手数料300円または遅延損害金年14.6%のいずれかを、弊社の損害金として請求させていただいています。

ご認識の通り14.6%が300円を超えるケースは多数ございますので、この場合、弊社の損害金として返済遅延手数料300円のみをご請求させていただいております。これを超えて又はこれとは別に遅延損害金をお支払いいただいたことはありません。

なお、お客様の遅延が数か月続いても、弊社は損害金として返済遅延手数料300円しかいただきません。

**ご質問「2」についてお答えします。**

ご明察の通り「条件を満たす全てのケースについて受講料全額を返金している」という意味です。

以上、お手数おかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

本件窓口  
株式会社アイソルート お客様相談室  
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-3-25 TOKYUREIT 新宿ビル8F  
TEL : 03-5366-1135 FAX : 03-5366-1145